三　占有周波数帯幅
　別表第二十第一の五の項に同じ。
四　スプリアス発射又は不要発射の強度
　別表第一の測定方法による。
五　空中線電力の偏差
　別表第二十第一の七の項に同じ。
六　隣接チャネル漏えい電力
　別表第二十第一の八の項に同じ。
七　副次的に発する電波等の限度
　別表第二十第一の九の項に同じ。
八　送信時間制限装置
　別表第二十第一の十の項に同じ。
九　キャリアセンス
　別表第二十第一の十一の項に同じ。ただし、パルス信号発生器の設定は、次のとおりとする。
　1　キャリアセンスの受信時間が５ms以上の場合
　　送信可能状態の設定　　標準信号発生器出力を100msオフとし４ｓ以上オンとする信号
　　送信不可能状態の設定　標準信号発生器出力を５msオフとし４ｓ以上をオンとする信号
　2　キャリアセンスの受信時間が128μs以上の場合
　　送信可能状態の設定　　標準信号発生器出力を４msオフとし400ms以上オンとする信号
　　送信不可能状態の設定　標準信号発生器出力を128μs以上オフとし400ms以上をオンとする信号

［**第十四～第十七**　略］

［**別表第二十三～別表第四十四**　略］

別表第四十五　証明規則第２条第１項第19号の３、第73号、第74号、第75号及び第78号に掲げる無線設備の試験方法

一　一般事項（共通）
　1　試験場所の環境条件
　　室内の温湿度は、ＪＩＳ　Ｚ　8703による常温及び常湿の範囲内とする。(注１)
　　注１　米国電気電子学会が定める規格のうち、ＩＥＥＥ802.11ａ、ＩＥＥＥ802.11ｎ、ＩＥＥＥ802.11ac、ＩＥＥＥ802.11ax及びＩＥＥＥ802.11beに準拠する無線設備（以下この別表において「５GHz帯無線ＬＡＮ」という。）については、原則としてＪＩＳ　Ｚ　8703による常温及び常湿の範囲内とする。
　2　電源電圧
　　［(1)　略］
　　(2)　その他の場合
　　外部電源から試験機器への入力電圧は、定格電圧及び定格電圧±10％とする。ただし、次に掲げる場合は、それぞれ次に定めるものとする。(注２)
　　［ア　略］
　　［イ　略］
　　注２　５GHz帯無線ＬＡＮについて、試験機器の電源部に安定化回路を具備していることが確認できる場合は定格電圧のみで測定することができる。

［新設］

三　スプリアス発射又は不要発射の強度
　別表第一の測定方法による。
四　空中線電力の偏差
　別表第二十第一の六の項に同じ。
五　隣接チャネル漏えい電力
　別表第二十第一の七の項に同じ。
六　副次的に発する電波等の限度
　別表第二十第一の八の項に同じ。
七　送信時間制限装置
　別表第二十第一の九の項に同じ。
八　キャリアセンス
　別表第二十第一の十の項に同じ。ただし、パルス信号発生器の設定は、次のとおりとする。
　送信可能状態の設定
　　標準信号発生器出力を200msオフとし１ｓ以上オンとする信号
　送信不可能状態の設定
　　標準信号発生器出力を10msオフとし１ｓ以上をオンとする信号

［**第十四～第十七**　同左］

［**別表第二十三～別表第四十四**　同左］

別表第四十五　証明規則第２条第１項第19号の３、第19号の３の２及び第19号の３の３に掲げる無線設備の試験方法

一　［同左］
　1　試験場所の環境条件
　　室内の温湿度は、ＪＩＳ　Ｚ　8703による常温及び常湿の範囲内とする。
　2　［同左］
　　［(1)　同左］
　　(2)　その他の場合
　　外部電源から試験機器への入力電圧は、定格電圧及び定格電圧±10％とする。ただし、次に掲げる場合は、それぞれ次に定めるものとする。
　　［ア　同左］
　　［イ　同左］
　　［新設］